

○議長（小林哲雄）

日程第9 議案第41号 町道路線の変更について、及び日程第10 議案第42号 町道路線の廃止については、提案動機に関連があると認められますので、会議規則第36条に基づき一括議題といたします。

提案理由を町長に求めます。二つの議案の提案理由を述べてください。

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、議案第41号から、提案理由。上記の2路線について、池嶋橋架け替えに伴って、その区間の変更をする必要があることから、町道の路線変更を提案いたします。

議案第42号。上記の路線について、池嶋橋架け替えに伴って、その区間の廃止をする必要があることから、町道の廃止を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

細部説明を担当課長に求めます。

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

まず、議案第41号 町道路線の変更について。

次のとおり町道の路線変更をする。よって、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

路線変更。路線名、町道220号線、旧起点、延沢字生島102番地6、終点、延沢字生島218番地1、幅員2.5メートルから3.5メートル、延長188.2メートル、新起点、延沢字生島218番地1、終点、延沢字生島110番地6、幅員2.5メートルから3.5メートル、延長149.2メートル。町道288号線、旧起点、延沢字生島148番地2、終点、延沢字生島31番地1、幅員4.5メートルから8.5メートル、延長158.7メートル、新起点、延沢字生島148番地2、終点、延沢字生島102番地6、幅員4.5メートルから8.5メートル、延長197.7メートル。

平成25年6月21日提出、開成町長、府川裕一。

続きまして、議案第42号 町道路線の廃止について。

次のとおり町道の路線を廃止する。よって、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

廃止路線。路線名、町道251号線、起点、延沢字生島102番地6、終点、延沢字生島31番地1。

平成25年6月21日提出、開成町長、府川裕一。

変更の理由ですけれども、町道の路線の変更及び廃止につきましては、道路法第10条第3項に規定されております。道路法の第10条第3項に次のとおり記載されています。前2項の規定により道路を廃止または変更する場合の手続は、路線認定の手

続の規定に準用するとされており、路線の認定は道路法第8条第2項に市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ該各市町村の議会の議決を得なければならないとされております。今回、変更及び廃止について提案するものです。

今回の路線の変更及び廃止は、神奈川県西土木事務所が行いました2級河川要定川の改修工事による要定川にかかる町道100号線の池嶋橋架け替え工事及び護岸工事の完了に伴い、2級河川要定川沿いにある町道の路線線形の変形により行うものです。

始めに路線変更のほうですけれども、議案第41号の次のところに位置図がありますので、ご覧ください。

池嶋橋架け替え工事及び護岸工事で河川沿いの道路が全線拡幅されたことにより、河川沿いの町道が288号線の終点を町道100号線まで延長するとともに、今まで一部、町道沿いの道路部分を路線としていました町道220号線が河川沿いの道路にTの字に交差するという構造となったため、路線をTの字交差部分までとするとともに、起点と終点を町道認定（開成町町道認定に関する事務取扱要領の第5条第1項）に基づき、当該路線が県道及び町道と接している場合については県道との交点を起点とし、町道との交点を終点とするに基づきまして町道側を起点、県道側を終点としていたものを、県道側を起点、町道側を終点とするものです。

次に、廃止についてご説明いたします。

議案第42号の次のページの資料をご覧ください。

池嶋橋架け替え工事及び護岸工事により、改修前に明治ゴム化成側にありました町道251号線が、神奈川県が管理する要定川の河川管理用道路として全線改修が終わり、管理は全て神奈川県が行うこととなったため廃止するものです。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

10番、小林秀樹議員。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。

議案第42号です。町道の251号線が廃止になったわけなのですが、町道251号線の利用期間、何年何月から何年何月までという利用期間と、今後、町道を廃止した場所というか、町有地をどのように活用されるかを伺いたいと思います。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

議員の質問にお答えします。

廃止予定の町道251号線につきましては、認定的には昭和55年に町道認定をされたときに町道として、今まで2桁番号だった町道を3桁に改称しております。期間的には、申しわけありません、その以前の認定の時期を私も把握していませんでした

ので、期間的には今は不明でございます。

今回、廃止になります町道251号線の部分の町道部分の町有地ですけれども、公図上、まだ、こちらには町有地という形では残っておりますけれども、河川改修に伴いまして県西土木のほうで公図の分筆及び土地の交換等をこれから行う予定であります。ですから、こちらの部分に関しては、将来的には町有地としては残らないという形になります。

○議長（小林哲雄）

小林秀樹議員。

○10番（小林秀樹）

10番、小林秀樹です。

昭和55年の認定と、それから、それ以前にも町道としてあったということなのですが、これは実際に町道として使われていたわけですよね。最近、私の目に入った10年間ぐらいでは、ほとんど、あそこが使われていないと感じていたのですけれども、最近10年というのは、そういう状態だったのでしょうか、それとも町道として使われていたのでしょうか。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

町道251号線につきましては、平成16年から神奈川県県西土木、昔の松田土木事務所が要定川改修工事というものを実施しております。平成16年から19年にかけて要定川の改修工事を行ったと。以前につきましては、明治ゴム側のほうに町道として路線がありまして、改修に伴って昔あった明治ゴム側のほうに河川を移設したという部分で、その工事のためになくなっております。それで、今回、路線の変更をしました町道288号線、こちらのほうが要定川の河川改修に伴って新たに251号線の代替というような形の道路として県西土木のほうで整備されましたので、そのときに認定は新しい道路としております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑はございますか。

8番、山田貴弘議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。

議案42号の町道251号線、廃止ということで、先ほど答弁の中で廃止に伴って町道の土地の部分、これを交換する予定だという答弁があられたと思うのですけれども、交換という部分でいくと県の土地と交換するのだと思うのですけれども、そこら辺の予定というのは大体どこら辺かというのが出ているのか。町道288号線の脇のところに空き地があると思うので、そこら辺と交換するのかどうか、そこら辺を含めて答弁をよろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

議員のご質問にお答えします。

用地の交換という形、言葉的には交換になりますけれども、先ほど言いました要定川改修に伴いまして、今まで町道であったところが河川になったというところと、今まで要定川があったところが町道の288号線に変わったという形の中での公図の整理を行うような形になります。区間的には、県道720号線と要定川と交差する箇所から町道100号線の池嶋橋の間の区間のところになります。

先ほどお話がありました、現在、川沿いに少し空き地があるという部分につきましては、要定川の河川の用地の中に入っていますので、そちらの部分も含めた中でそういう公図の整理等を行う予定です。予定的には、神奈川県の方でお願いをしているということで、事業が終わったら速やかにという当初のお話でしたので、実際、池嶋橋の改修等が当初の予定より3年ぐらい遅れていますので、交換の事業も、そちらの部分で遅れているというふうに思っております。

以上です。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。そうすると、では、その空地の部分はどちらのものなのか、そこら辺、今の答弁だとわからないので教えてもらいたいのと、あと、251号線の町道の廃止に伴って県のほうで維持管理はされてくると思うのですが、あの脇の道路自体、河川の管理道路として扱うものなのか、例えば、歩道として舗装をかけて人が行き来できるような要望を出しているのかどうか、そこら辺も含めて答弁のほど、よろしくお願いします。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

質問にお答えします。

まず、1点。中間地点にある空き地という部分につきましては、そちらの部分に関しては町の管理地という形で、今、協議は終わっております。

それと、あと明治ゴム側の通路ですけれども、県のほうでは、あくまでも河川の管理用通路という形で管理をしたいということに対して、一般の人が通行できるかということですが、閉鎖等はしないと。ただ、現状、砂利で置いてあるところは舗装等をする予定はないというふうに確認はとれております。

○議長（小林哲雄）

山田議員。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。河川の管理道路とするということで、当然、これ農業従事者が交代で草刈りとか、そういうのはするとは思いますが、そこら辺、管理がちゃんとなっていないので、やはり、そこら辺の雑草処理というのですか、それは定期的にやるように、これをきっかけに。要定川が県道720号線を横断した先というのは、常時、1メートルも高い草が立っているような状態なので、そういうようなものを放置していくというのはどうなのかなというふうに思いますので、これを機に、県の2級河川、そういうところの管理道路の維持管理というのは要望を強目にしてお願いしたいと思います。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

今、議員のご提案のとおり、現状、草が大分生えているというものは私たちも確認はしておりますので、今後、そちらの部分の草刈り等の管理につきましては、県西土木のほうで小まめにというような形でやってもらえるような要望はしていきたいと思えます。

○議長（小林哲雄）

1番、菊川敬人議員。

○1番（菊川敬人）

1番です。私も、換地の草については、町内においても非常に苦情というかお願い事が多いですので、その辺のところはしっかりとお願いしていただきたいと思えます。

それから、議案第41号のほうなのですが、路線変更です。これは、起点と終点の部分には、現状では停止線とか、あるいは標識がなかったような気がするのですが、この路線変更に伴って、その辺のところの整備もされるのかどうか、お聞かせください。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

議員の質問にお答えします。

路線変更に伴うという部分での改修等は、予定はされていません。現在、要定川沿いの道路につきましては、こちらの河川の改修に伴いまして、一部、安全施設等は県西土木のほうにお願いして設置をさせていただいております。ただ、今、言いました220号線と288号線の交差点部分に関しましては、安全施設的なものは現在設置されていないので、今後、通行等の実情を見ながら、必要があれば実施していきたいと思えます。

○議長（小林哲雄）

菊川議員。

○1番（菊川敬人）

私は常々、大井町と比較してしまうのですが、開成町は、もう何回も言って

いるのですが、非常に停止線、標識が少ないのです。特に、県道に接する部分もありますし町道に接する部分もありますので、安全という観点から、やはり、こういう機会を捉えないとなかなかできないと思いますので、ちょうどいい機会だと思いますから、ぜひ、その部分は人命にかかわりますので検討願いたいと思います。

○議長（小林哲雄）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

今の交差点での停止線ということですがけれども、停止線自身は神奈川県警で認められたところについての設置という形になってしまいますので、勝手に町ではできませんので、その辺は警察等にも相談していきたいと思います。

○議長（小林哲雄）

ほかに質疑はございませんか。

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（熊澤勝己）

申しわけありません。一部、議案の修正をお願いしたいと思います。

まず、議案41号のところですがけれども、一番下のところで「議案理由」ということで書いてありますけれども、これは「提案理由」の間違いです。申しわけありません。それと、同じく議案42号につきましても、同じ箇所で「議案理由」と書いてありましたので、「提案理由」ということで修正をお願いいたします。

○議長（小林哲雄）

訂正をお願いします。

質疑、よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して採決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ご異議なしと認め、採決いたします。なお、採決は議案ごとに行います。

議案第41号、町道路線の変更について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

起立全員によって可決いたしました。

続きまして、議案第42号、町道路線の廃止について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

起立全員によって可決いたしました。